

内閣府男女共同参画会議第五次基本計画専門調査会

基本構想 WG 第1回 レジメ

2020年2月13日

「男女共同参画の現状とポジティブ・アクションの必要性」

辻村みよ子（明治大学）

I ポスト 202030 について

1) 沿革

① 1985年ナイロビ将来戦略

78. 2000年までに、すべての政府は社会のあらゆる分野における婦人の完全かつ平等な参加に対するすべての障害を撤廃するため、総括的で一貫した適切な国内婦人政策をとることが必要である。

79. 政府は、婦人に男性と対等で差別なしに、小地域、地域及び国際会議への代表団の全てのレベルで政府を代表する機会を与えるための適切な措置を講じなければならない。・・

86. 政府及び政党は、国及び地方のすべての立法機関への婦人の平等な参加を奨励し、保障する努力、及びこれらの団体の行政、立法、司法部門の上位ポストへの婦人の任命、選任及び昇進について平等を達成する努力を強化する必要がある。地方レベルにおいては、政治的参加における婦人の平等を確保する戦略は実際的なものでなければならず、また地方の婦人に関する問題と密接な関係を持ち、提案された措置の地方のニーズや価値への適合性を考慮したものでなければならない。

② 1990年ナイロビ将来戦略（1985年）の評価に伴う国連経済社会理事会での勧告⇒30%目標明記（1995年まで）。

「政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人を就けるための募集及び訓練プログラムを定めるべきである¹。（I 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略のペースを早めること、A 平等、勧告6）

③ 1995年 世界女性会議（北京会議）北京行動綱領

「権力及び意思決定における女性」

181. 世界人権宣言は、すべて人は自国の政治に参加する権利を有する、と述べている。女性のエンパワーメント及び自立並びに社会的、経済的及び政治的地位の向上は、透明で責任ある政治・行政及びあらゆる生活領域における持続可能な開発にとって不可欠である。最も個人的なレベルから高度に公的なものに至るまで社会の多くのレベルで、女性の願望にかなう生活の達成を阻む力関係が働いている。女性及び男性の意思決定への平等な参加という目標の達成は、社会の構成をより正確に反映した均衡を与えるであろうし、民主主義を強化し、その本来の機能を促進するために必要なことである。政治的意思決定における平等は、それがなければ、政府の政策決定に真に平等の次元を統合できる見込みはきわめて薄いものになる梘子の働きをしている。この意味において、政治生活への女性の平等な参加は、女性の地位向上

¹ <http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2000/5-7.html>。

「西暦2000に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（1990年5月24日、国連経済社会理事会）
国際女性の地位協会編『女性関連法データブック—条約・勧告・宣言から国内法まで』有斐閣（1998年）311頁。

の過程全般において中枢的な役割を果たす。意思決定への女性の平等な参加は、単に正義又は民主主義の要請というにとどまらず、女性の関心事項が考慮されるための必要条件とも見なされ得る。あらゆるレベルの意思決定への女性の積極的な参加及び女性の視点の組入れがなければ、平等、開発及び平和という目標は達成できない²。(北京行動綱領、第IV章戦略目標及び行動)

182 「ほとんどの国における民主化への広範な動きにもかかわらず、女性は政府の大半のレベル、特に内閣その他の行政機関への参加が大幅に不足しており、また、立法機関における政治的権力の獲得にも、「意思決定レベルの地位における女性比率を1995年までに30パーセントにする。」という経済社会理事会が是認した目標の達成にも、ほとんど進展がなかった。世界的に見て、女性は立法機関で10パーセント、閣僚級の地位になるとさらに低い比率を占めているに過ぎない。それどころか、根本的な政治的、経済的及び社会的変革の過程にある国々を含むいくつかの国では、立法機関に代表される女性の数に相当な減少を見ている。

190. 政府により：(a) 政府機関及び委員会、公的行政機関並びに司法部門において、例えば、あらゆる政府及び公的な管理的地位への女性及び男性の平等な参加の達成を目指す観点から、女性の数を実質的に増加するために、必要であれば積極的措置(ポジティブ・アクション)を通じて、特定の目標を設定して施策を実施することを含む、女性及び男性の均衡達成の目標を設定する公約を行うこと。

(b) 選挙制度におけるものを含め、政党に対し、選挙によるもの及び選挙によらずに任用される公的な地位に女性を男性と同じ比率かつ同じレベルとするよう奨励する施策を、適当な場合、講じること。

(c) 政党及び労働組合の構成員となることを含め、政治活動に従事する、また、結社の自由に対する女性及び男性の平等な権利を保護し、促進すること。

(d) 選挙制度が女性議員の選出に及ぼす、男性の場合とは異なる影響を見直し、適当な場合、制度の調整又は改善を検討すること。

③ 1999年男女共同参画社会基本法「男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題」(⇒2000年初頭からバックラッシュ)

④ 2003(平成15年)年6月20日、男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」³ 1 積極的改善措置：標記については、「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」(平成15年4月8日男女共同参画会議決定)に基づき、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。」⇒「202030」目標決定。

⑤ 第2次男女共同参画基本計画(2005年12月閣議決定) 重要事項①

「2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的位置に女性が占める割合を少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。」

⑥ 第3次男女共同参画基本計画(2010年12月閣議決定)

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、我が国の社会にとって喫緊の課題であ

² 総理府仮訳、内閣府男女共同参画局

http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4-G.html

³ 内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/kaigi/honbu/150620.html>

り、特に、政治や経済の分野におけるその緊要性は高い。『2020年30%』の目標を社会全体で共有するとともに、その達成のために官民を挙げて真剣に取り組んでいかなければならない。そのためには、「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進する」ことが喫緊の課題とされた⁴。

⑦ 第4次男女共同参画基本計画（2015年12月閣議決定）

「我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成11年の基本法の制定に始まり、平成15年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めてきた。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めている。」

2) 意義と課題

*クリティカル・マス v. ガラスの天井

Critical Mass (限界普及率：16%?) グループが影響力を持つための割合（構成人数の30%を少数派が占めると意思決定に影響力を持つようになるとされ、絶対数では3人以上が必要とされる）。反面、医学系入試女性一律減点でも明らかになったように、医学系の女子合格率は30~35%が「ガラスの天井」となっている。

30%という目標は最終ではなく、「出発点」という発想で、50%を目指す必要がある。そこで、フランスでは、30%等の数字には合理的根拠はないとして、クオータ制を採用せず、パリテ（男女同数制）を採用している⁵。

*2018年の「政治分野の男女共同参画推進法」もこの考えに立って、候補者が男女均等になることを目指している。強制力を持たない理念法ではあるが、今後、ポジティブ・アクションを推進する際の根拠法位なりうるため、積極的な活用が望ましい⁶。

⁴ 第3次男女共同参画基本計画（内閣府）

http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-04.pdf

⁵ パリテにつき、辻村みよ子『ポジティブ・アクション』岩波書店、辻村『憲法とジェンダー』有斐閣6・7章参照。後掲6の三浦・糠塚論文参照。2019年4月6日に開催した日本学術会議シンポジウムこのような観点にたって、開催された。趣旨につき、三成美保の論稿（辻村・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える一候補者均等法の活かし方』信山社、2020年、2月刊行予定）参照。

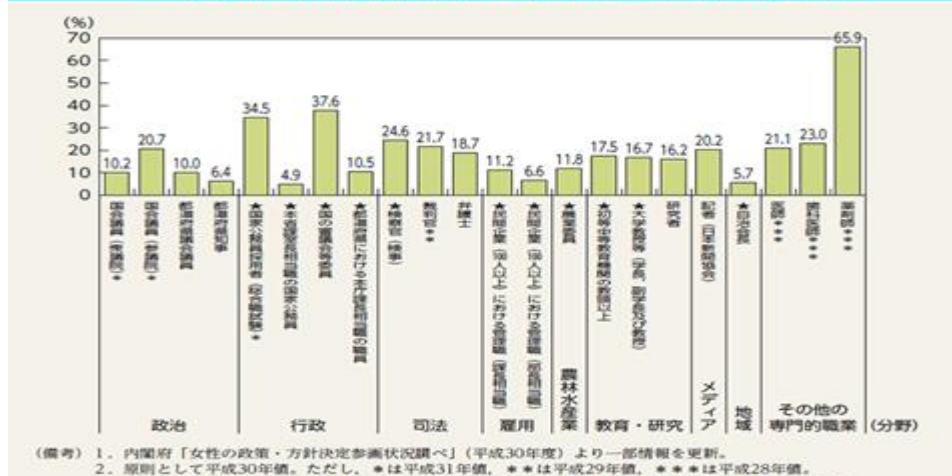
⁶ 2019年4月6日に開催した日本学術会議シンポジウムはこのような観点にたって企画された。趣旨につき、三成美保の論稿（辻村・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える』信山社、2020年、2月刊行予定）参照。

なお、このレジメは、同書所収の辻村みよ子「日本の現状ポジティブ・アクションの課題」をもとにしている。

各分野の「指導的地位」に女性が占める割合

(男女共同参画白書令和元年版) ←目標:2020年までに30%!!!

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



II 政治分野の現況と課題について⁷

1) 国際水準からみた日本の状況——GGI 世界 121 位の現実

日本では、1999年の男女共同参画社会基本法で、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ」(前文)、2003年以来、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するという目標」(2020年30%)にむけて取組の強化・加速に務めてきた。2010年の第3次男女共同参画基本計画でも、「喫緊の課題」の第1項目に「実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進」を掲げており、少なくともこの目標を掲げた21世紀初頭の段階では、十分に達成可能であると考えられていたはずである。

しかし、現状は、30%どころか、衆議院議員の女性比率は、2020年1月末現在で10.1%に過ぎない(国会議員全体では14.5%、後述)。2018年5月23日に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(候補者男女均等法)の成果が問われている。

(1) 世界経済フォーラム GGI (ジェンダー・ギャップ指数⁸) —— 過去最低 121 位、政治分野 4.9 点 (100 点満点換算) の衝撃

世界経済フォーラムが毎年発表している2019年度のGGI(ジェンダー・ギャップ指数2020)では、日本は153カ国中121位、スコアは65.2点(100点満点換算)であり、昨年のGGI2018総合順位110位(66.2点)から大きく後退した⁹。健康・経済・経済・政治の

⁷前掲書(前注6)辻村論文参照。

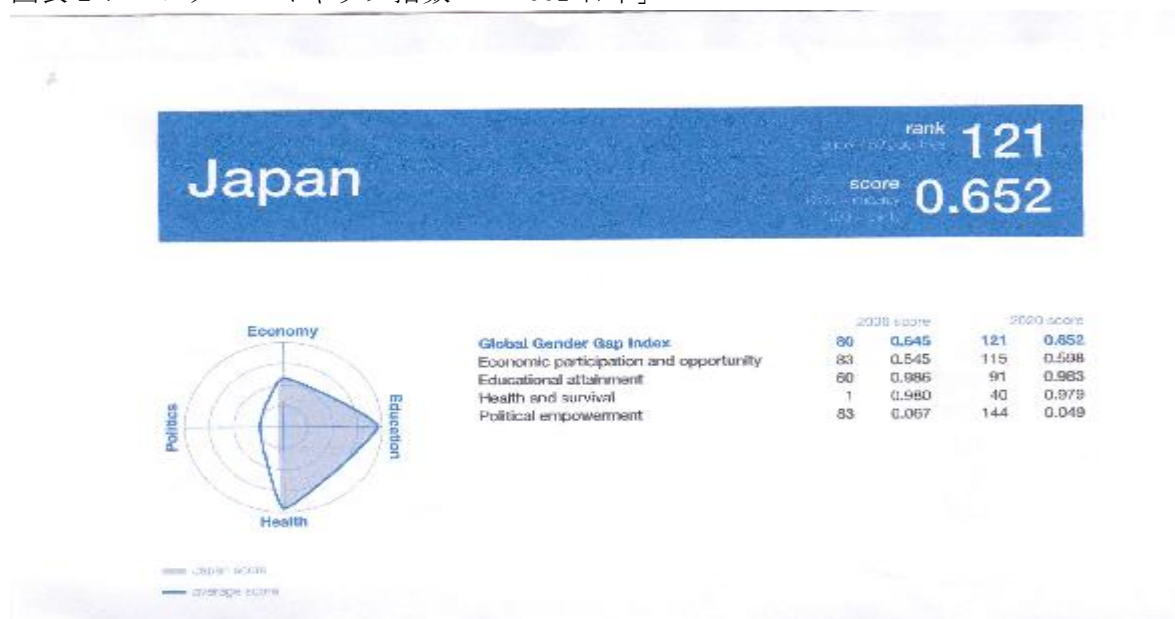
⁸世界経済フォーラム(World Economic Forum)が、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けし、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出している。2019年12月17日にGlobal Gender Gap Report 2020が公表された

http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf

⁹2019年度の日本のランクが121位であったことが日本国内の新聞各紙等でも報道された(朝日新聞12月18日朝刊3面「男女格差広がる日本、日経新聞デジタル12月17日「日本国憲法は過去最低の121位、政治参画遅れ」(日本経済新聞「男女平等指数、日本は過去最低の121

4分野¹⁰の順位はそれぞれ、40位、91位、115位、141位であり、とくに政治分野が125位・8.1点からはるかに後退して、141位・4.9点で、日本の男女格差の元凶が改めて明らかになった。政治分野だけは、6.7点（2006年）以降、10.3点（2016年）、8.1点（2018年）などと改善の兆しがあったところ、今回4.9点に急落した。その原因は、2019年1月1日段階の女性閣僚（大臣）比率が5.3%で世界平均の4分の1であり、女性議員率（10.1%）が世界平均の半分以下であったことによる。

図表1 ジェンダー・ギャップ指数¹¹ 「GGI 日本」



(The Global Gender Gap Index2020

http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf, P. 201)

図表2 GGI2019年度の世界ランキング

位、政治参画遅れ」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ053440060X11C19A2EAF000/>など参照)。The Global Gender Gap Index2020 rankings, http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf, P.9.

¹⁰ 4分野については、具体的に、次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率、【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率、【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命、【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数（内閣府『男女共同参画白書令和元年版』103頁、

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-01-16.html 参照)。

¹¹ The Global Gender Gap Index2020

http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf, P.201.

2019年の男女平等ランキング	
1 (1)	アイスランド
2 (2)	ノルウェー
3 (4)	フィンランド
4 (3)	スウェーデン
5 (5)	ニカラグア
6 (7)	ニュージーランド
7 (9)	アイルランド
8 (29)	スペイン
9 (6)	ルワンダ
10 (14)	ドイツ
53 (51)	米国
75 (73)	タイ
106 (103)	中国
108 (115)	韓国
112 (108)	インド
121 (110)	日本
(注) カッコ内は前年順位	

(日本経済新聞 2019年12月17日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ053440060X11C19A2EAF000/>より)

上位の諸国を見ると、2019年度の結果(GGI 2020)では、アイスランド(1位)、ノルウェー(2位)、フィンランド(3位)、スウェーデン(4位)、ニカラグア(5位)、ニュージーランド(6位)、アイルランド(7位)、スペイン(8位)、ルワンダ(9位)、ドイツ(10位)、フランス(15位)、フィリピン(16位)、イギリス(21位)、アメリカ(53位)、韓国(108位)などである。全体として北欧がまだ上位を占めているが、アジアではフィリピンが高順位にいることがわかる¹²。

政治分野では、女性国家元首の在任期間などが指標に入っているため日本の場合は改善が容易ではないにしても、今後、女性議員比率や女子閣僚比率が上がりさえすれば、スコアは改善することから、早急な対策と改善が期待される。

(2) IPU「女性国会議員比率の世界ランキング」

国際機関のIPUでは、毎月、女性議員比率の国際ランキングを公表している¹³。これによれば、①日本の衆議院議員の女性比率は、2019年10月1日現在、10.11%、世界193か国中164位〔前回2019年9月1日調査結果と変化なし〕である。下院(または一院)の世界平均は、2019年10月1日現在、24.6%、アジア平均20.1%である。

② これに対して、日本の参議院議員の女性比率は、2019年10月1日現在22.86%で、世界79か国中39位である。〔参議院選挙前の2019年7月1日調査結果20.75%、世

¹² The Global Gender Gap Index 2020 rankings,
http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf, P.9.

2018年度は、149か国中110位、スコアは66.2点(100点満点換算)であった。総合順位は2017年・114位をわずかに上回ったものの、健康・経済・政治の3分野で順位を下げている。とくに政治分野が125位・8.1点であった。GGI2018年度の結果については、前掲『男女共同参画白書令和元年版』102頁参照。

¹³ Inter-Parliamentary Union<IPU>(日本では、列強議会同盟と訳されてきた)の調査結果参照。

<https://data.ipu.org/women-ranking?month=10&year=2019> 地域別平均については

<http://archive.ipu.org/wmn-e/arc/world011019.htm> 参照。

界 79 か国中 43 位より改善。2.11%アップ、4 位アップした]。上院の世界平均は、2019 年 10 月 1 日現在、24.3%、アジア平均 16.7%である。

- ③ 両院の女性比率は、2019 年 10 月 1 日現在、日本は 14.5%、710 名（465+245 名）中、103 名（47+56 名）である。ちなみに両院の世界平均は、2019 年 10 月 1 日現在、24.5%、アジア平均 19.7%である。

図表 3

世界の女性国会議員比率
(193か国調査：2019年10月1日現在のIPU調査より)

下院 順位	国名	地域名	下院	下院 順位	国名	地域名	下院
1	ルワンダ	アフリカ	61.3%	18	フランス	欧州	39.7
2	キューバ	中米	53.2	39	イギリス	欧州	32.0
3	ボリビア	南米	53.1	45	ドイツ	欧州	30.9
4	アンドラ	欧州	50.0	77	アメリカ	北米	23.5
5	メキシコ	中米	48.2	126	韓国	アジア	16.7
6	スペイン	欧州	47.4				
7	スウェーデン	欧州	47.3				
8	フィンランド	欧州	47.0				
9	グレナダ	中米	46.7				
10	ナミビア	アフリカ	46.2				
				164	日本	アジア	10.1

<https://data.ipu.org/women-ranking?month=10&year=2019>

図表 2 のように、下院（もしくは 1 院）の女性議員率では、ベストテンのうち、6 か国が中南米やアフリカになっている。日本は 193 か国中 164 位（2019 年 10 月 1 日現在、10.1%）という状況であり、先進国最下位どころか、世界最下位の日も近いとさえいえる。世界の地域別の平均値（図表 3）を見ても、北欧と米諸国が 30% を超えていることがわかる。

図表 4

世界の女性国会議員比率平均
193か国議員数46213人（2019年10月1日現在Inter-Parliamentary Union<IPU>調査）

	両院	下院	上院
世界平均	24.5%	24.6%	24.3%
北欧諸国		44.0%	
欧州諸国	29.4%	29.6%	28.5%
米諸国	30.8%	30.6%	31.5%
アフリカ諸国	24.0%	24.1%	23.9%
アジア諸国	19.7%	20.1%	16.7%
アラブ諸国(中東・北アフリカ)	16.8%	17.7%	10.7%
太平洋諸国	16.6%	16.6%	43.8%

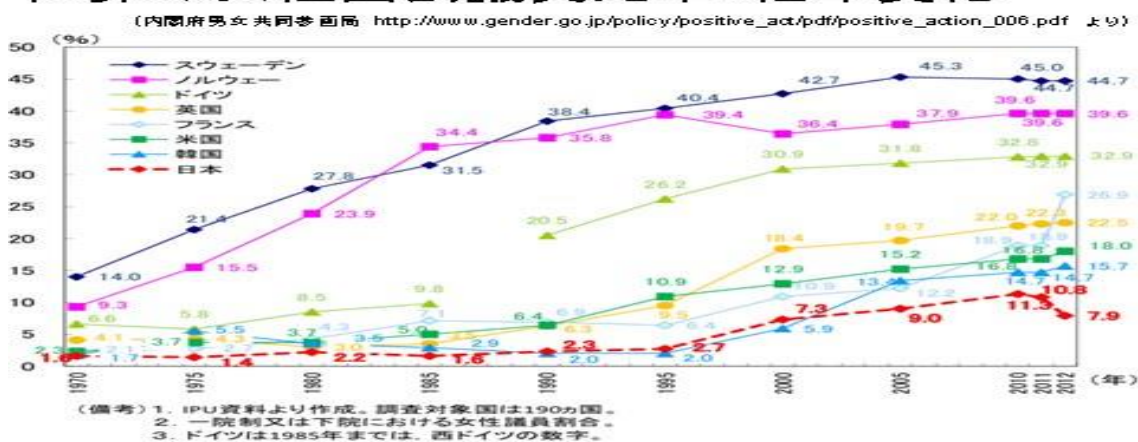
(3) 日本の遅れの原因

日本の国際的ランクが低い理由は明白である。諸外国ではクォータ制など効果的なポジティブ・アクション（PA）を活用しているのに対して、日本では取組みが“鈍い”からで

ある。例えば、世界各国の女性議員比率の経年変化を見ると、現在40%を超えている北欧諸国を含め、1970年代には日本と同様に10%程度（あるいはそれ以下）にとどまっていたが日本以外の諸国は、PAによって一気に女性議員比率を上げている。北欧諸国は1985年以降、ドイツは1990年以降に政党の綱領等による自発的クオータ制の効果が出た。一般に小選挙区制の国は、ポジティブ・アクション導入が困難であるが、英国では労働党のオールウイメン・ショートリスト方式（約半数の小選挙区候補者リストのすべてを女性にする方式）の採用と2002年の性差別禁止法改正によって女性議員が倍増した。フランスでは、2000年以降のパリテ法改正の成果が出て、2019年10月現在39.7%、GGI2018年版で12位、2019年（GGI2020年版）で15位になっている。アメリカ合衆国でも2018年11月の中間選挙で女性議員が増加した（GGI2020年53位）。また、韓国では、2004年からの強制型クオータ制の導入が直接的な女性議員増加の成果をもたらし、GGI2020では日本を抜いて108位になった¹⁴。

図表 5

世界の女性国会議員比率：経年変化



2 日本の課題

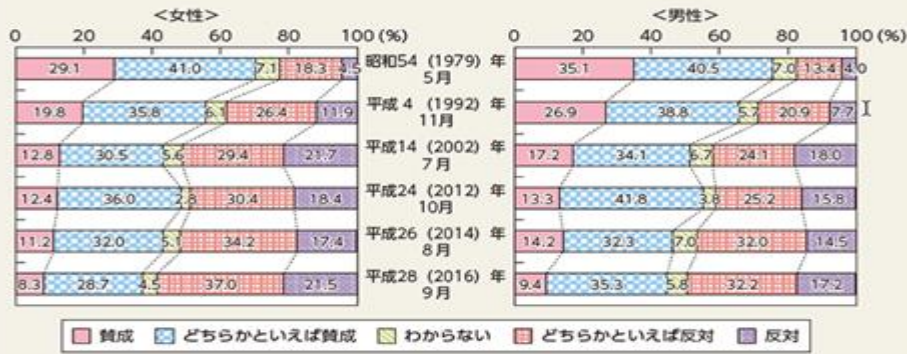
(1) 性別役割分業構造と選挙制度の変革

¹⁴ フランス・イギリスについては、辻村みよ子『ポジティブ・アクション』前注5 34頁以下、韓国の「女性候補者推薦補助金」制度につき、辻村同 55頁以下、他の諸国の法改正の概要については同 28頁以下参照。

性別役割分担意識の変化

(男女共同参画白書令和元年)

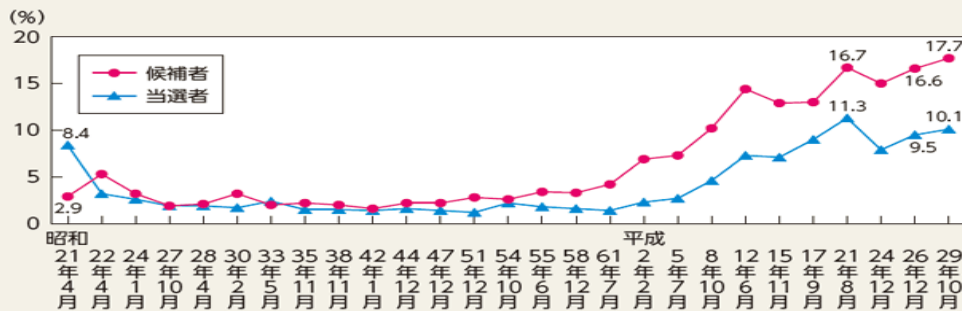
1-3-5図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化 (男女別)



(備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54年)及び「男女平等に関する世論調査」(平成4年)、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年、24年、28年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。
2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28年の調査は、18歳以上の者が対象。

日本の戦後政治において男女共同参画・ジェンダー平等の価値が全く根付かなかったことは、2000年代になってようやく、1946年の第1回選挙の結果(39名、8.4%)を超えたという事実にも示される(図表6参照)。

1-1-1図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



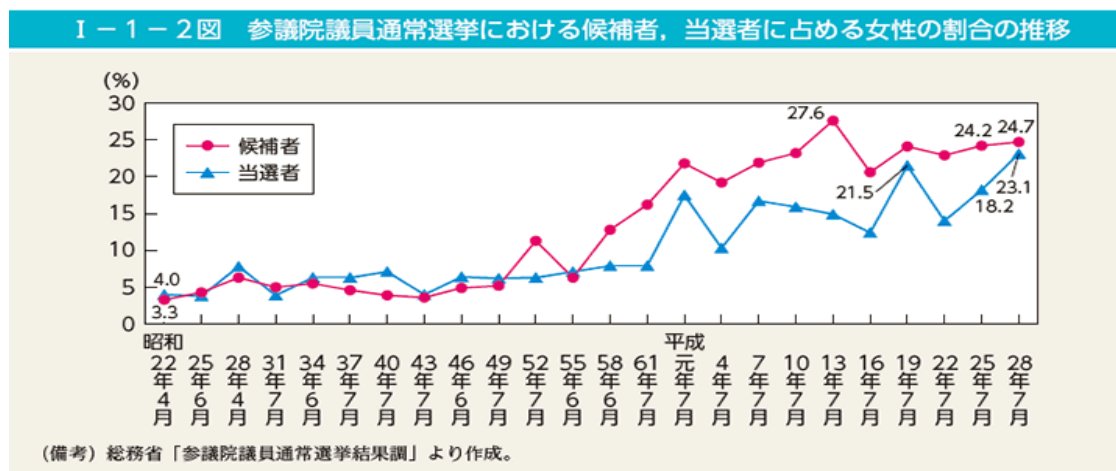
(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

(内閣府『男女共同参画白書〔令和元年版〕』93頁1-1-1図)

反面、参議院では1980年代から一足早く比例代表制が導入されたことから、衆議院よりは女性議員・候補者の比率が高い(図表7参照)。2000年の公選法改正によって非拘束式名簿式になったため、諸外国のようなクォータ制にはなじまず、現状では、むしろ衆議院議員選挙の比例区の方が、女性候補の当選が容易であるといえる。男女共同参画実現のための選挙制度改革と言う観点から、拘束名簿式比例代表制の確立やクォータ制導入の桎梏となり得る「復活投票」制の見直し等も射程に入れつつ政党の綱領や法律によるポジティブ・アクションの導入を実現するこつが次の課題になる。

実際に、2018年の「政治分野の男女共同参画推進法」が功を奏し、2019年7月の選挙によってわずかながら改善があった。選挙前は、20.75%、世界79カ国中43位であったが、選挙後は、22.86%になり、2.22%改善され、順位も少し上がった。

図表7 参議院における女性議員・候補者割合の推移



(内閣府『男女共同参画白書〔令和元年版〕』93頁 I-1-2図)

(2) 地方政治の「見える化」と候補者支援

日本の場合は、とくに、地方議会議員の数が少ないことが致命的であり、地方での改善が先決であるといえる。内閣府男女共同参画局でも「見える化」を促進して、地方議会での女性議員の増加を促しているが¹⁵、地方政治の非民主的な実態や女性議員の両立支援等の課題を明らかにして具体的な取り組みを進めなければならない。選挙制度の改革や候補者の支援など、根源的な課題がありそうである。

III ポジティブ・アクションの課題

1 意義・法的根拠・用法

(1) 用法

1) 男女共同参画社会基本法2条「積極的改善措置」

「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義し、同8条・9条で、国と地方公共団体に対して同措置を含む施策の総合的策定と実施を義務づけ

2) 第二次男女共同参画基本計画(2005年12月)閣議決定

「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にする」という数値目標・「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」を明示

3) 国連の用法：暫定的特別措置(Temporary Special Measures)

*条約4条1「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、

¹⁵内閣府男女共同参画局のウェブサイトでは、女性の政治参画マップ2019(令和元年10月版)などを公表しており、参考になる。(都道府県議会の女性議員比率が低いのは、香川・佐賀(2.4%)

・山梨県(2/8%)など、女性議員ゼロの議会割合が多いのは青森県(50%)・奈良県(35・6%)・熊本県(35・6%)などである。http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_josei_2019_color.pdf

その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。」

- * 「女子差別撤廃条約第 4 条 1 項の暫定的特別措置に関する一般的勧告 25 号」
(2004 年 1 月) Cf.用法：ポジティブ・アクション (PA)、アファーマティブ・アクション (AA)、ポジティブ・ディスクリミネーション (PD) →TSM
- * 「男女の事実上の平等・実質的平等促進を目的とする一時的・暫定的な特別措置」

(2) 意義 (正当化理由)

- 1) アメリカ：従来の AA の定義・正当化理由 「積極的差別是正処置」
＝過去に対する救済、集団の人権
 - ▶ 人種・性別など、過去の歴史的・構造的差別により不利益を受けてきた集団に対する積極的差別是正措置
- 2) アメリカ：2003 年以降の AA
 - ▶ 連邦最高裁 2003 年 6 月 23 日 Grutter 判決 オコナー法廷意見＝多様性の確保・社会的効用論「積極的格差是正処置」
 - ▶ 入学者選抜時のマイノリティ優遇措置⇒人種的に多様である学生構成は、学習効果の向上という効果。

(3) 種類

- ① 厳格な PA/AA：クォータ(割当て quota)制 (候補者割当制・議席割当制)、パリティ(parité), 交互名簿方式
ツイン方式(ペア投票制) zipping, ツイン方式 (twinning)
女性単独名簿方式(イギリス)
- ② 中庸な PA/AA：ゴール・アンド・タイムテーブル方式 (time-goals, 目標値設定), プラス要素方式 (plus-factor としてジェンダーを重視)
インセンティブ付与方式 (補助金助成・税制優遇等)
- ③ 穏健な PA/AA：基盤整備 (両立支援、研修、メンター制度、財政支援、職域拡大) 生活保護などの支援策, 環境整備など

(4) 政治分野のクォータ制

- ▶ 分類方法
 - ①法的根拠による分類 A) 憲法 B) 選挙法 C) 政党の規約等
 - ②国政・地方選挙の区別による分類 ③割当レベルによる分類：5%－50%
 - ④選挙制度による分類

[i 型] 比例代表選挙制の候補者割当 Candidate Quotas

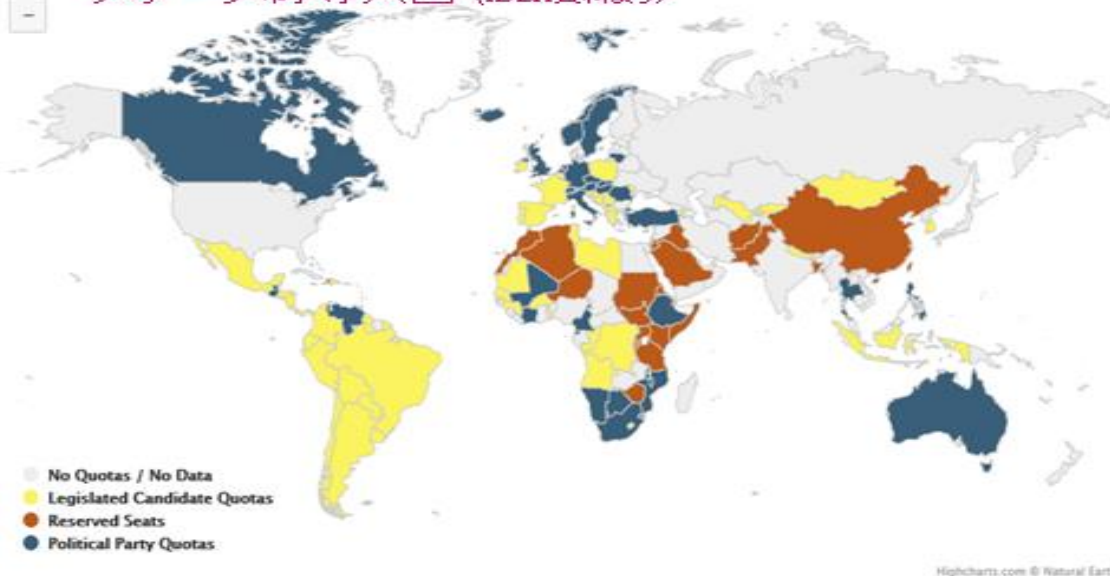
[ii 型] 小選挙区制等の議席割当 Reserved Seats

クォータ制の諸類型(選挙制度との関係)		
選挙制度 クォータ制のタイプ	比例代表制 Proportional system (男女交互名簿式等) Candidate Quotas	小選挙区制 (リザーブ型) Reserved Seats
法律による強型 Compulsory quota* Legal quota	韓国(50%), フランス上院, ベルギーなど Legislated Quotas	ルワンダ・ウガンダ等のリザーブ制
政党の自発的クォータ制 Non Compulsory Quota*	南アフリカ, スウェーデン, ドイツなど Political Party Quotas	イギリス労働党 (All-women shortlist)

(辻村『ポジティブ・アクション』(岩波新書) 90頁表2-1をもとに作成)



クォータ制導入国 (IDEA資料より)



<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas>

- (5) 法的根拠
- (1) 日本国憲法 14 条 1 項 (法の下での平等、性差別禁止)、
 - (2) 男女共同参画社会基本法 2 条・8 条
 - (3) 政治分野における男女共同参画推進法 (2018 年) 2 条・4 条・9 条、
 - (4) 男女共同参画基本計画 (2010 年 12 月 17 日)
- +女性差別撤廃条約第 4 条、女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 勧告など

2 課題

(1) 問題点と合憲性

1) 一般的問題点

- ①機会均等原則・形式的平等の侵害 ←→実質的平等・事実上の平等
- ②民主主義・自由選挙原則の侵害 ←→半代表制・選挙制度の立法裁量論
- ③完全平等達成の実効性欠如・スティグマ ←→実効的手段・諸国の成果
- ④完全平等（50：50）達成の制約（ガラスシーリング）←→暫定性・漸次性

2) クォータ制の合憲性・・・違憲（違法）判決 ⇒法改正により実現

- A) フランス 1982年(25%クォータ)違憲判決→1999年憲法改正, 2000年パリテ法、理由,①主権者市民の資格の普遍性,②国民主権の不可分性,③結果の平等
- B)イタリア 1995年違憲判決（1995年9月6-12日憲法裁判所判決）
理由①形式的平等原則違反,②政党の結社の自由違反など
- C)スイス 1997年違憲判決（1997年3月19日連邦裁判所判決）
- D) イギリス 1996年1月19日労働裁判所 all-women shortlist 違法判決
（1975年性差別禁止法違反→2002年2月26日法改正）

(2) 日本の政治分野における導入の必要性和根拠

- A) PA導入のための「理論的」検討課題（法的根拠・合憲性等）
- B) 政治分野にPAを導入するための「実践的」検討課題（実効性・可能性）
- C) 法律によるクォータ制以外のPAの導入
 - ①政党綱領や内規制定による自主的なクォータ制導入
 - ②政党助成金による間接的強制
 - ③女性のための立候補支援・財政支援
 - ④ 緩やかなPA(両立支援策)

(3) コンセンサスの必要性

ポジティブ・アクションは、男女共同参画推進という政策目的の重要性・必要性や、手段と目的間の実質的關係などを検討して適切有効な措置を選択してすることができる。しかし一般に、女性議員を増やすためのPAを実施する場合、（男性に対する）逆差別、劣性の烙印（スティグマ）、政党の自律性や政治結社の自由、（男性）立候補予定者の立候補の自由の侵害、等の反論が予想される。このため、PAの重要性が社会全体で理解され、これに対するコンセンサスを確立することが必要となる。上記の諸法に定められた男女共同参画推進の目的や、政治に民意を反映するために必要な意思の多様性を確保する、という現代民主主義の主要な目標を説得的に示すことが求められる。

諸外国でも長期の議論をへてクォータ制などを導入しており、選挙制度との関係などを十分理解したうえで、PAを有効・適切に活用してきた。日本でも、諸外国の経験から多くを学び、PAの活用によって、男女共同参画を実現することが急務であり続けている。政策研修や立候補支援制度の確立によってエンパワーメントを後押しすることが喫緊の課題となる。

(4) 制度改革・意識改革+ポジティブ・アクションという好循環の構築

今後の課題——制度・意識・PA

- 1) 政治分野／意思決定過程の男女共同参画⇒ポジティブ・アクション(PA)推進・候補者クオータ制(候補者均等法)、地方議会の女性参画拡充・活性化・民主化
- 2) 雇用分野のポジティブ・アクション:管理職クオータ制・人材養成システム構築、両立支援体制確立・待機児童ゼロ化・雇用慣行見直し
- 3) 性別役割分業体制・意識の改革:男性育休(パパクオータ)促進、セクハラ/パワハラ・DV等暴力撤廃
- 4) ジェンダー教育・人権教育の早期導入
⇒PA(即効薬)と漢方薬による意識改革
インフォームドコンセント

⇒好循環へ

28

以上 (2020年1月29日作成)

